

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所
設置者・施設長各位

こども青少年局
児童虐待・DV対策担当課長
保育・教育運営課長

『子どもの見守り強化アクションプラン』の実施について」に基づいた
要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童への対応について（依頼）

日頃より、本市の児童福祉行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について新型コロナウイルス感染拡大により、登園自粛や臨時休園が継続され、児童虐待の発生等が危惧される状況です。この度、厚生労働省から「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施に伴い、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童について、見守りの強化と定期的な状況の把握を行うよう通知がありました。区や児童相談所との連携を図りながら、登園を自粛している児童についても状況把握を行っていただきますようお願いいたします。

1 実施期間

令和2年5月11日以降、当面の間

*登園自粛が継続される期間を想定しています。対応終了時には、別途連絡します。

2 対象者

区役所または児童相談所から名簿にて依頼があった、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童で登園の頻度が週1回未満の児童

3 実施方法

- ① 区・児童相談所が、園長宛てに状況把握を依頼したい児童について電話で連絡
- ② 区・児童相談所が、要保護児童・要支援児童の名簿を送付 **別紙1**：支援依頼対象児童名簿（アクションプラン用）
- ③ 各施設より、概ね1週間に1回程度、家庭に電話等で連絡し状況を把握

別紙2：フロー図 **別紙3**：児童状況連絡票（記入例）

名簿に記載された園児1名（兄弟児童がいる場合は各家庭1枚）を名簿番号にて管理し、児童状況連絡票1枚（1か月分）を作成し、状況を把握するごとに記載してください。

*保護者への連絡時に支援対象児童である旨は伝えず「近況の状況把握」として聞き取りを行ってください。

*日にちや時間を変えて複数回電話等を行っても連絡がつかない場合（1日の中で複数回の電話連絡を、3日/週、続けるなどしても連絡が取れない場合）は区・児童相談所へご連絡ください。

- ④ - 1 虐待等が疑われ、支援が必要な状況を把握した場合
 ➡担当する区または児童相談所へすぐに電話で連絡
- ④ - 2 特に変化が見られない場合
 ➡電話等で状況を把握するごとに児童状況連絡票に記載
- ⑤ 月に1回（月末）に、担当する区または児童相談所に児童状況**連絡票**をメールで提出（または郵送・持参）
 *メール利用の場合は必ず、パスワードをかけて送信してください。

3 その他

- ・現在登園しており、目視や見守りが行われている児童については、これまで通り何か気になることがあれば担当する区役所または児童相談所にご連絡ください。また、必要に応じて確認の連絡を区役所または児童相談所から入れさせていただくことがあります。
- ・各施設において、支援依頼対象児童名簿（アクションプラン用）、児童状況連絡票については鍵にかかる場所に保管するなど個人情報の管理徹底をお願いいたします。

4 添付資料

- (1) 別紙1 支援依頼対象児童名簿（アクションプラン用）
- (2) 別紙2 「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施 フロー図
- (3) 別紙3 児童状況連絡票（記入例あり）

5 参考

- (1) 「子ども見守り強化アクションプラン」の実施について
 (令和2年4月27日厚生労働省子ども家庭局長通知 子発0427第3号)
- (2) 「新型コロナウイルス感染症対策のために保育所等において登園自粛や臨時休園を行う場合の配慮が必要な子どもへの対応について」
 (令和2年4月24日厚生労働省子ども家庭局 事務連絡)
- (3) 緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応について（下記抜粋）
 (令和2年4月8日横浜市こども青少年局保育・教育運営課、保育・教育人材課
 こ保運第127号)

1 (1) *虐待の可能性があるなど、支援が必要な家庭については、受け入れを原則としてください。なお、当該保護者が登園を控え、子どもの様子が園で確認できないなど、心配な状況がある場合は、区こども家庭支援課や児童相談所に連絡してください。

- (4) 「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施にあたっての協力依頼について
 (通知) (令和2年4月28日内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当))

〈担当〉
 こども青少年局こども家庭課
 児童虐待・DV対策担当 阿部、岩井、足立
 電話：671-4288
 e-mail：kd-stopkodomogyakutai@city.yokohama.jp

子発 0427 第 3 号
令和 2 年 4 月 27 日

各〔都道府県知事〕殿
〔指定都市市長〕
〔児童相談所設置市市長〕

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、学校等の休業や外出自粛が継続する中で、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待等のリスクが高まっています。

こうした中、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について」（令和 2 年 4 月 10 日付け事務連絡）等を発出し、学校の休業等を踏まえ、子どもの生活環境の変化に伴う支援対象児童等の状況の変化の把握とともに、必要な支援に取り組んでいただいているところです。

今般、要保護児童対策地域協議会が中核となって、様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を早期に発見する体制を強化するとともに、定期的に見守る体制を確保する「子どもの見守り強化アクションプラン」（別添 1）を下記のとおり実施することといたしました。各自治体におかれては、下記に沿って、支援対象児童等の定期的な状況把握を行うとともに、様々な地域のネットワークを活用した見守り体制を強化し、支援が必要な子どもや家庭へ適切に対応していただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、貴管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）への周知をお願いいたします。

記

1. 支援対象児童等の定期的な状況把握

(1) 支援対象児童等の区分と役割分担の決定

市町村（特別区を含む。以下同じ）要保護児童対策地域協議会の把握している支援対象児童等について、①就学児童、②保育所、幼稚園等の児童、③特定妊婦、

④未就園児等に区分し、確認に係る役割分担を行うこと。

(定期的な状況把握・支援を主として担う機関)

- ①就学児童：学校（休業中の場合も含む）
- ②保育所、幼稚園等の児童：保育所、幼稚園等（休業中の場合も含む）
- ③特定妊婦：市町村の担当部局
- ④未就園児等：要対協で主たる支援機関を決定

(2) 支援対象児童等の状況把握の実施

支援対象児童等について、電話・訪問等により定期的な状況把握（少なくとも1週間に1回）を行うこと。

なお、確認方法については、感染防止の観点から、ICT機器を用いた通信手段による状況の確認を行うなど、柔軟な方法も考えられる。

① 就学児童について

学校休業中の支援対象児童については、文部科学省から各都道府県教育委員会等に対して発出した通知（別添2）に基づき、学校において定期的な状況の把握が行われるため、教育委員会をはじめとした学校関係者と連携し、状況の把握を行うこと。

② 保育所、幼稚園等の児童について

登園自粛や臨時休園を行っている保育所、幼稚園等の支援対象児童については、内閣府、文部科学省及び厚生労働省から発出した事務連絡（別添3～5-2）に基づき、保育所、幼稚園等において定期的な状況把握が行われるため、保育所、幼稚園等と連携し、状況の把握を行うこと。

③ 特定妊婦について

特定妊婦の家庭については、市町村において、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点における相談支援や、母子保健事業における保健指導や相談支援、養育支援訪問事業（育児用品の配布等）等を有効に活用するとともに、地域のネットワークを最大限活用し、定期的な状況の把握を行うこと。

④ 未就園児等について

要保護児童対策地域協議会において、主たる支援機関を決め、地域のネットワークも最大限活用して、定期的に状況を把握すること。また、生活保護や障害福祉等の各種福祉サービスを利用している場合の福祉事務所の担当職員等による生活状況の確認等の機会を活用した状況の把握や、一時預かり等の福祉サービス等の利用と連携した状況の把握を行うこと。

※ 支援対象児童等の状況の把握においては、少なくとも1週間に1回の見守りを原則とするが、③及び④の支援対象児童等については、把握した養育状況等に応じて、関係機関で協議の上で、適宜、確認頻度の見直しを行うこと妨げるものではない。

※ 189等の通告や、子育て相談窓口、DV相談窓口等との連携のもと、支援が必要な

子どもの把握を行い、各ケースについて適切にアセスメントの上、必要に応じて要保護児童対策地域協議会のケース登録を行い、状況を把握すること。

(3) 確認した情報の集約と進捗管理等

(2) で確認した情報については、要保護児童対策地域協議会で集約し、進捗管理を行い、関係機関で情報共有を行うとともに、必要に応じて実務者会議や個別ケース検討会議を開催する等により支援方法等を検討し、必要な支援・措置（児童相談所による一時保護等を含む）につなげること。

(4) 地域のネットワークの活用

都道府県・市町村の保健部門を中心に新型コロナウイルス感染症への対応に注力している中で、人的資源の投入にも制約もあることから、支援対象児童等の把握に当たっては、行政機関のみならず、日常的に子どもと接する機会を有する地域の民間団体等の協力も得るなど、様々な地域のネットワークを活用して行われたいこと。

(参考例)

- ・子育てひろばや子ども食堂（食事の宅配等を含む）を運営する民間団体との連携
- ・民生委員・児童委員との連携
- ・母子保健推進委員との連携
- ・人権擁護委員との連携

2. 様々な地域のネットワークを活用した見守り体制の強化

1 の支援対象児童等の状況の定期的な把握を含め、児童虐待の早期発見・早期対応の効果的な実施のため、行政機関だけではなく、要保護児童対策地域協議会に参画する様々な関係機関のほか、さらに地域で子どもに対して様々な支援活動を実施している民間団体等にも幅広く協力を求め、地域の様々なネットワークを総動員し、子どもを見守る体制を強化されたいこと。

特に、現下の行政機関の保健部門を中心とする新型コロナウイルス感染症対応の状況にも鑑み、地域の見守り体制については、民間団体も含めて、地域の様々な機関・団体等に幅広く協力を求め、地域で力をあわせ、協働して取り組んでいく必要がある。

厚生労働省においても、これらの関係機関や団体を所管する関係各府省に対しても、「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づく地域の見守り体制について協力をお願いしたところである。

また、これらの民間団体等に地域の見守り体制への協力を求めるに当たっては、「子育て支援訪問事業」、ひとり親家庭等に対する「子どもの生活・学習支援事業」、

生活困窮世帯等に対する「子どもの学習・生活支援事業」等の国庫補助事業も有効に活用し、必要な支援を行われたいこと。

なお、要保護児童対策地域協議会の対面での開催が困難な場合には、インターネットを活用した会議の開催も有効と考えられることから、インターネット会議システムの導入等に対する補助を含む「子どもを守る地域ネットワーク事業」も有効に活用されたいこと。

事務連絡
令和2年4月24日

各

都道府県
指定都市
中核市

 保育主管部（局）
地域子ども・子育て支援事業主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

新型コロナウイルス感染症対策のために保育所等において登園自粛や臨時休園を行う場合の配慮が必要な子どもへの対応について

保育所等は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設等であり、子どもの健全な育成を図るとともに、保護者を支援する重要な役割を担うものであることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策のために保育所等において登園自粛や臨時休園を行う場合の配慮が必要な子どもへの対応について下記のとおりお示ししますので、管下の保育所等に対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

なお、認可外保育施設においても、各施設において同様の取り扱いが行われるよう、都道府県、指定都市又は中核市にて、必要に応じた情報提供及び助言等をお願いいたします。

記

登園自粛や臨時休業の継続に伴い、子ども及びその保護者が自宅で過ごす期間も長くなることから、保育所等においては、保育等の実施責任を負う市区町村とも連携の上、必要に応じて保護者に対する相談支援を行うなど、必要な関与を継続していただきたいこと。

特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童（※）など、配慮が必要な子どもについては、保育所等において、定期的に（支援対象児童については概ね1週間に1回以上）その状況を確認していただくなど、関係機関との連携を密にして取り組んでいただきたいこと。

※ 要保護児童対策地域協議会に登録される支援対象児童については、児童福祉法第6条の3第8項の要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不
適当であると認められる児童）や同条第5項の要支援児童（保護者の養育を支援す
ることが特に必要と認められる児童）などが考えられます。

以上

（保育所、地域型保育事業所について）

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（内線4854，4853）

FAX：03-3595-2674

E-mail：hoikuka@mhlw.go.jp

（認可外保育施設について）

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL：03-5253-1111（内線4838）

FAX：03-3595-2313

E-mail：ninkagaihoiku@mhlw.go.jp

（放課後児童クラブについて）

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL：03-5253-1111（内線4966）

FAX：03-3595-2749

E-mail：clubsenmon@mhlw.go.jp

府子本第 570 号
令和 2 年 4 月 28 日

都道府県
各 指定都市 認定こども園主管課長 殿
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）
（ 公 印 省 略 ）

「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施にあたっての
協力依頼について（通知）

日頃より認定こども園行政の推進に御尽力・御協力いただき大変ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、今般、「子どもの見守り強化アクションプラン」を実施して、様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を早期に発見する体制を強化するとともに、定期的に見守る体制を確保することとされ、「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施について」（令和 2 年 4 月 27 日付け子発第 0427 第 3 号）により、各都道府県、指定都市及び中核市の児童福祉主管部局宛に適切な対応について依頼されたところです。（別添参照）

このプランにおいては、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童等について、役割分担を決めて定期的な状況の把握を行うとともに、これらの定期的な把握も含め、児童虐待の早期発見・早期対応の効果的な実施のため、行政機関だけではなく、要保護児童対策地域協議会に参画する様々な関係機関のほか、更に地域で子どもに対して様々な支援活動を実施している民間団体等にも幅広く協力を求め、地域の様々なネットワークを総動員し、子どもを見守る体制を強化することとしています。

貴課におかれましても、これらの取組の趣旨について十分ご了知の上、要保護児童対策地域協議会を中核とする支援対象児童等の定期的な状況の把握や、支援ニーズが高い子ども等を早期に発見するための見守り体制の強化について、ご協力いただきますよう、お願いいたします。

また、管内の市町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

(本件担当)

内閣府子ども・子育て本部

参事官（認定こども園担当）付

Tel : 03 (6257) 3095

Fax : 03 (3581) 2521